

調査プロセス

経済産業省原子力安全・保安院長からの点検指示

【発電設備に係る点検について】(平成18・11・30原院発1号)の指示を受けて、点検調査に差異が生じぬよう点検計画を立案し点検・調査を以下の通り実施した。
[指示事項]『水力・火力・原子力発電設備に対し、11月21日に指示したもの以外について、データ改ざん、必要な手続き不備その他の同様な問題がないか点検を行うこと。』

点検・調査計画の立案

- 点検体制の構築
各機関における点検・調査者及び作業チーム(点検・調査チーム及びアンケート対応チーム)を含めた点検体制の構築
- 工程管理
点検・調査スケジュールの確立
- 点検・調査方法の確立
点検・調査対象項目の明確化及び点検・調査方法の確立
- 外注管理(調査の一部を外注する場合)
点検・調査仕様の明確化及び委託先における調査内容の検証

点検・調査の実施

ステップ1:「書類審査」「記載データ等点検」「アンケート調査」により、法令等の手続きの不備及びデータの改ざんの有無について確認する。

適正

手続き処理
データ改ざん
無し

不適切の可能性有り

ステップ2:詳細調査実施
(技術資料の確認、関係者への聞き取り調査等)

ステップ3:法令違反事案の有無確認

ステップ4:原因究明・再発防止策立案
当該事案の原因究明を行い再発防止策を立案

ステップ5:法令違反事案の処置と再発防止策の実施
当該事案の処置・再発防止策を実施

点検・調査終了

調査計画の
見直しの検
討

調査計画の見直しを行う場合